

海外メディア戦略推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 海外メディア戦略推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、本県の地域資源を素材とした海外向け放送コンテンツ制作等を支援して、海外への情報発信力の強化を図り、国際観光の振興や県産品の販路拡大など、やまなしブランドの海外展開を促進することを目的とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、海外向け放送コンテンツ制作等のために山梨県海外放送コンテンツ推進協議会（以下「協議会」という。）が行う、別表1に掲げる事業とする。

2 前項の事業に必要な経費であって、別表2に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認められるものについて、補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第5条 協議会が補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により協議会に通知する。

(申請の取り下げ)

第7条 協議会は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた後、その内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費配分の変更)

第8条 協議会は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、または、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 協議会は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 協議会は、補助事業が完了したとき、または、第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して1か月を経過した日、または、交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類等を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 成果品(番組VTRまたはDVD)
- (4) その他必要な書類

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、その補助事業の実施結果が、補助金の交付の決定内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

- 2 協議会は、前項ただし書きにより概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 協議会は、補助金の交付を受けた後、補助金にかかる経理について、収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業

国際観光の振興や県産品の販路拡大、山梨県の知名度向上とイメージアップを目的とした、海外向け放送コンテンツの制作及び放送に係る事業
--

別表2 補助対象経費

経費区分	具 体 例
報償費	通訳・レポーター等謝金
旅費	国外スタッフ派遣旅費、ロケ宿泊費
需用費	食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費
役務費	保険料、通信運搬費、放送手数料
委託料	制作・編集委託費
使賃料	各種機材使用料、ロケ車両賃借料
※ 上記の他、知事が必要と認める経費	